

資料-2 第28回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第28回河川保全利用委員会 (H21.10.5) 審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第28回委員会での審議結果	第29回河川保全利用委員会 審議内容	第29回委員会 配布資料
1) 第27回委員会活動の整理事項	資料-2「第27回河川保全利用委員会審議事項の整理表」で確認・了承した。	-	-	-
2) 野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議	(1) 審査表の確認 各委員から修正意見が出された。 C11「問題」を明確に「維持管理上の問題」と修正する。 C42「要望がないため」でなく「要望がなく」とする。また、意見を聴取する対象について見直す。 D15で絶滅危惧種等が出てきているが、これはD14に記載するべき。 D45は共存可能かどうかの答えを出すのではなく、利用者が理解を深められるよう、申請者が配慮するという内容にする。 D45の審査内容(手引き)は今後見直すことも必要ではないと思われる。	各委員の修正意見を受けて審査表を修正して確定し、申請者へ説明する。	-	-
	(2) 意見書案の審議 各委員から修正意見が出された。 「委員会としての判断・要望」第三段落は文章の流れがおかしいので組み直す必要がある。 要望事項、は資料4で確定した内容に修正し、もC42と合わせる。 要望事項「そのこと」は「それらについての」と修正する。 要望事項は「配慮」までとし、「手法を検討」する必要はない。 要望事項は「自然に配慮した構造への改修を検討」 要望事項は「安全確保について」	各委員の修正意見をうけ、事務局が修正案を作成して各委員に照会したうえで、10月15日をめどに意見書を確定させることとする。	-	-
一般傍聴者からの意見聴取	意見書案の文言について修正意見が出された。 要望事項「利用者も」は「利用者にも」と修正する。	-	-	-
その他	今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	-	-	-

## 【野洲川小浜河川公園】

## 1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置されて以降、施設形態についての変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと思われる。

占用箇所は、野洲川河口部に近い高水敷であり、特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考える。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが、前回意見書では、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状を踏まえて、多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考ええる。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

十分に利用されていない緑地広場の利用形態について、環境学習などに活かせるような利用可能性を検討するよう指導すること。

上記意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

## 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

階段護岸を設置する際には、生物に十分配慮した構造とすること。

## 【野洲川川田河川公園】

### 1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置されて以降、施設形態についての大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を止め、低水護岸を降りて川遊びをする家族連れなども見られる。

占用箇所は、高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考えられる。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが、前回意見書では、地域の要望や利用者の必要性が高い現状を踏まえて、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

緑地広場の現状はグラウンドゴルフ場として利用されていることから、緑地広場としての適切な利用のあり方について検討するよう指導すること。

上記の意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

階段護岸を設置する際には、河川環境への影響を最小限に留め、また生物に十分配慮した構造とすること。

# 審査結果一覧表(小浜河川公園、川田河川公園)

資料 - 4

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント(抜粋)	小浜河川公園			川田河川公園		
					前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	今回審査の判断	前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	今回審査の判断
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11	基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。		満足していない。	満足していない。	
		A21	基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	満足していない。	ヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地との提示があるが、基本方針を満足しているとは言い難い。		満足していない。	満足していない。	
	A3	意見書	A31	継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	改善計画は示されているが実施されていない。	「規模の縮小」という改善計画が示されている。		改善計画は示されているが実施されていない。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	「過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい」という判断は、別の場の議論と考える。 環境を考慮した利用への変化を確認する。 やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 設置の経緯、地元交流の場として確認する。 施設の活用状況を現地調査で確認する。	利用実態からして妥当とは言えない。	野洲川改修による地域分断の経緯がある。やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。		利用実態からして妥当とは言えない。	やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。
		B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小を検討すべきである。	縮小することとしている。		縮小を検討すべきである。	縮小を検討すべきである。
	B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。		代替可能な施設である。	代替可能な施設である。概算費用は算定されている。
		B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされていない。	野洲川改修による地域分断の経緯がある為、近隣で調査をしている。		代替地調査はされていない。	半径3kmの範囲内で調査されている。
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	用地取得は試みていない。		代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	用地取得は試みていない。
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。 利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。		おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	

		B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。 利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策が講じられている。	「公園管理要綱」等により洪水時等の安全対策が講じられている。		安全対策が講じられている。	「公園管理要綱」等により洪水時等の安全対策が講じられている。	
		B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	問題ない。	問題ない。		問題ない。	問題ない。	
	B4	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。		排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
		B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望施設と一致している施設であるか確認する。	地元へ要望されている。	地元へ要望されている(要望書が提出されている)。		地元へ要望されている。	地元へ要望されている(要望書が提出されている)。	
C	C1	C11	占有施設の利用計画と利用者等からの検証	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。 占有開始からの年数を確認する。 施設の占有期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	7年間になる(問題は発生していない)。	占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。		7年間になる(問題は発生していない)。	占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。	
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占有許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 利用されていない施設・構造物があるか確認する。	変遷はない(親水性を高める階段護岸の計画が示されている)。	これまで変遷は無いが、緑地広場が利用されていないため今後、縮小することとしている。		一部変更があるが不適切ではない。また、親水性を高める階段護岸の計画が示されている。	「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として利用されている。	
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 現地の利用者心得看板、占有標示板を確認する。 迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。		看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。	
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の利用について、所管者と協議を行ったか。	自由使用の場合の利用者調整の方法を確認する。	近隣に類似施設がない。	共同利用について説明されていない。		近隣に類似施設がない。	共同利用について説明されていない。	
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占有申請期間を適正に考慮したものか。	現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 自由使用場所の維持管理方法を確認する。	適正である。	適正である。		適正である。	適正である。	
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。		資材は必要最小限とは言い難い。	資材は必要最小限とは言い難い。	
		C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。		定期点検は実施されている。	定期点検を実施している。	

C2 利用者	C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 施設別の利用者数の増加・減少を確認する。	自由使用であり、詳細人数は把握されていない。	適正に把握しているとは言い難い。		一部については把握されている。	適正に把握しているとは言い難い。	
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。	適正に確保、維持管理できている。	適正に維持管理されている。		適正に確保、維持管理できている。	適正に維持管理されている。	
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているかを確認する。	定められている。	定められている。		定められている。	定められている。	
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。		管理人は置いていないが、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	現地調査で設置状況を確認する。 駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 障害者対応の施設であるか確認する。 アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	確保されている。	確保されている。		確保されている。	駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていない。	
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	子供からお年寄りまでが使える施設か確認する。 釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	制限は設けられていない。		利用可能な施設である。	制限は設けられていない。	
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	「花火大会」など広範囲イベントの交流実績を確認する。 定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	地元利用が主であるが、問題は無い。	地元利用が主であり、イベントが行われている。		グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流を進めていると認められる。	
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあい可能な施設か。	現地調査で、占有施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。	現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。	困難である。		現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。	既設の階段があり川へのアクセスは可能である。	
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動をj確認する。 NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	小学校の学習活動が行われている。	小学校の学習活動が行われている。		活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	
	C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 「河川敷でなければできない利用」の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には至っていない。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。		地域に密着した利用形態であるが、活性化に寄与している。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると思われる。	

C4 住民意見の 反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 意見聴取方法を確認する。	行われていない。意見募集の案は提示されている。	ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。		行われていない。意見募集の案は提示されている。	現地アンケートが行われている。ホームページからの意見は十分に得られているとは認められない。		
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	なされていない(今後アンケートの実施が計画されている)。	ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われていない。今後は広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。		なされていない(今後アンケートの実施が計画されている)。	現地アンケートが行われているが、今後は広く施設利用者等の意見を聴取・反映する努力が必要である。		
D 環境・治水・ 利水を考慮 した占用施 設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-2	水質汚濁・ 底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	草刈の方法と実績を確認する。 排水暗渠の設置の状況を確認する。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	草刈の方法と実績を確認する。 芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 除草剤の使用をしていないか確認する。 害虫駆除の実績があるか確認する。	調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	騒音が発生する施設であるか確認する。 利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	臭気を発生する占用施設であるか確認する。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	現状からの変更地形を確認する。 利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。		調査はなされていないが影響はない。低水路護岸・河原再生工事を実施した場合は影響が考えられる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	

D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。		すでに影響が出ており、低水護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 刈り込み時期、頻度を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる(草刈り範囲の変更は評価できる)。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。		調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。配慮が必要である。低水護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	連続性を分断しているが、草刈り範囲の変更による改善措置は評価できる。	連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。		連続性を分断している。今後は草刈り範囲を変更する計画。	刈り込み方法の改善措置を検討している。	
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。		精査されておらず検討の余地がある。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	
D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の重量、走行頻度を確認する。	作業車の利用は無く、影響はない。	影響は軽微である。		作業車の利用は無く、影響はない。	影響は軽微である。	
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		無線の利用は無い。	無線の利用は無い。		無線の利用は無い。	無線の利用は無い。	
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	
	D22-1	構造物	占用区域が存在する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	冠水時の流出防止対策を確認する。 過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	



	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	撤去訓練報告書を確認する。	実施されている。	毎年実施されている。		実施されている。	毎年実施されている。	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	
D4 景観・文化	D41	景観	占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。		影響は軽微である。	影響は軽微である。	
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。		行われていない。	行われていない。	
	D43	植栽	占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	河畔林などと調和した施設であるか確認する。 在来植栽を生かした利用であるか確認する。	周辺環境への影響は少ない。	影響は軽微であると思われる。		周辺環境への影響は少ない。	影響は軽微であると思われる。	
	D44	文化財	占有区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。		当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	
	D45	歴史文化	占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	共存可能と思われる。		共存可能である。	共存可能と思われる。	

「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

委員会の今後のスケジュール

	平成21年度				平成22年度				平成23年度				
野洲川ふれあい広場(野洲・守山市)	■	■	■	■	■								
	6月～10月												
野洲川小浜河川公園(守山市) H19年1月,H21年3月付け意見書 1年の検討期間													
野洲川川田河川公園(守山市) H19年1月,H21年3月付け意見書 1年の検討期間													
野洲川立入河川公園(守山市) H20年3月付け意見書 3年の検討期間													
野洲川河川公園(野洲市) H20年3月付け意見書 3年の検討期間													
野洲川運動公園(栗東市) H20年3月付け意見書 3年の検討期間													

← 第三期委員 任期 →

第30回河川保全利用委員会

平成22年 6月28日(月)

9:30～12:00頃

会場:ライズヴィル都賀山「ローザ」